

八尾空港における小型ジェット機の使用条件

八尾空港において小型ジェット機を運航する場合は、以下の条件を遵守すること。

運航者は当空港が市街地空港であることを十分認識し、安全、かつ環境に配慮して運航しなければならない。

(1) 使用航空機

使用航空機は、次の条件を満たしていること。

- ① 最大離陸重量が5.7トン以下であること。
- ② 航空機の全長が15メートル以内、全幅が18メートル以内であること。

(2) 空港使用の手続き

- ① 事前に八尾空港使用届（小型ジェット機）を提出すること。

なお、軽微な記載事項の変更は、電話等により行うことができる。

- ② 空港使用届の提出前に使用予定等の調整を行い、使用スポットの指定を受けること。

(3) 運航上の条件

- ① 使用滑走路は、滑走路09／27とする。

- ② 原則として、計器飛行方式で運航すること。

- ③ 八尾空港においては、訓練飛行を行わないこと。

- ④ 飛行回数は、原則として当該航空機につき、1日の離着陸を各2回を限度とし、1月あたりの離着陸は各15回を限度とする。

- ⑤ グランドハンドリング会社が決まっていること。また、エプロン内での移動は、牽引が可能であること。

- ⑥ エンジンの試運転を行う場合は、事前に空港事務所と調整すること。

- ⑦ エプロン内では、ジェットブーストの軽減に配慮すること。

- ⑧ 騒音の軽減に特に配慮して運航すること。

- ⑨ その他、空港長の指示に従うこと。

(4) スポット使用上の条件

- ① 使用スポットは、R1又はR2スポットとする。ただし、空港管理上、他のスポットを指定することがある。

- ② スポットでの停留は、できる限り短時間とし、常駐機及び整備点検を受ける航空機の場合は、速やかに格納すること。

- ③ 外来機がやむを得ず夜間駐機を行う場合は、原則として1泊までとし、使用スポットはR2スポットとする。